

宇陀市長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長又は市長が指名する者（以下「市長等」という。）が、市政運営上のために市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分等)

第2条 市長交際費は、市政運営上必要と認められる相手方に対し、社会通念上必要と認められる範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は、次の表のとおりとする。ただし、これによりがたい事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

| 支出区分 | 支出内容 | 支出金額 |
|------|---|--|
| 会費 | 各種会議、懇談会等の参加に係る経費 | 応分負担額 |
| 祝儀 | 各種総会、大会、式典、行事、祝事等の参加等に係る経費 | 1 10,000円以内（ただし、市が運営に係る補助金等を交付している団体を除く。） 2 叙勲及び褒章受章者に対する支出基準は、別表第1のとおりとする。 |
| 弔慰 | 市行政関係者等の死亡に際し、香料、生花等についての経費※及び弔意文に係る経費（所要額） | ※別表第2のとおりとする。 |
| 見舞い | 市行政関係者等の罹患又は病気療養に係る入院についての経費 | 10,000円以内 |
| 激励費 | 全国大会等に出場する市民又は団体が、市長等に出場報告等の表敬をした際に支出する経費 | 別表第3のとおりとする。 |
| 渉外費 | 外部との公の意見交換又は折衝等に必要となる土産等の購入に要する経費 | 社会通念上必要と認められる額 |
| 賛助金 | 公共的、公益的な団体の活動趣旨及び目的に賛同できるものに対する経費 | 10,000円以内 |

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政党及び出資団体の事業については、市長交際費を支出しないものとする。また、災害等による義援金を団体へ支出する場合は、別途協議し決定する。

(公表)

第3条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 宇陀市情報公開条例（平成18年宇陀市条例第9号）に基づき、第7条の規定により開示できないものが含まれているときは、当該情報は公表しないものとする。

3 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を取りまとめ、翌月の末日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1) 叙勲及び褒章受章者への支出基準

| 事由区分 | 支出金額 |
|--|-----------|
| 1 国、県その他の行政機関が上申して叙勲又は褒章受章となった者 | 10,000円 |
| 2 市が上申して叙勲又は褒章受章となった者 | 20,000円 |
| 3 前2項の事由にかかわらず、市の発展のために寄与した功績が顕著であると認められる叙勲又は褒章受章者 | 20,000円以内 |

備考

支出対象者は、宇陀市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(別表第2) 弔慰基準

| 区 分 | 本人死亡 | 配偶者死亡 | 同居の親族 一親等親族 | 配偶者の父 母 同居に限る | |
|-------------------------|---------|-------------------|----------------|---------------------|---------|
| 1 各種委員等(現職に限る。) | 10,000円 | — | — | — | |
| 2 自治会長(現職に限る。) | 10,000円 | — | — | — | |
| 3 市医・学校医(現職に限る。) | 10,000円 | — | — | — | |
| 4 選奨受章者 | 10,000円 | — | — | — | |
| 5 近隣の副市町村長及び教育長(現職に限る。) | 10,000円 | — | — | — | |
| 6 市長、副市長 及び教育長 | 現職 | 30,000円 (生花一对) | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| | 退職した者 | 20,000円 | — | — | — |
| 7 議会議員 | 現職 | 30,000円 (生花一对) | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| | 退職した者 | 10,000円 | — | — | — |

| | | | | |
|---------------------------------|--------------------|----------|----------|----------|
| 8 市職員(現職に限る。) | 10,000 円 | — | — | — |
| 9 国会議員・近隣市町村長 ・県議会議員(現職に限る。) | 20,000 円 (生花一对) | 10,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 |
| 10 県等職員(現職に限る。) | 10,000 円 | — | — | — |
| 11 市立小中学校長・教頭(現職に限る。) | 10,000 円 | — | — | — |
| 12 まちづくり協議会会長 | 10,000 円 | — | — | — |

備考

- 1の項の各種委員等とは、市の監査委員、選挙管理委員会委員（補充員含む。）、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、農業委員会委員、民生児童委員、連合自治会長・副会長、人権擁護委員、社会教育委員、消防団長・副団長、財産区議会議員、その他市に特に功績があったと市長が認めた者をいう。
- 4の項の選奨受章者は、合併前の大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村（以下「合併前町村」という。）において受章した者を含む。
- 6の項の退職した者には、助役並びに地域自治区長及び合併前町村の町村長、助役並びに収入役を含む。
- 7の項の退職した者には、合併前町村の議長を含む。
- 弔辞は、次に掲げる現職の死亡をもって哀悼の意を捧げるものとする。
 - 市長、副市長、教育長、市議会議員、県議会議員、市職員（一般職の非常勤職員及び臨時職員を除く。）及び各種委員の長ほか市長が特に必要と認めた者
 - 市長（退職した者に限る。）並びに合併前町村の町村長

(別表第3) 激励費の支出基準

| 大会等 | 区 分 | | |
|----------------------|---|---------------|---------|
| | | 団体 | 個人 |
| 近畿大会等 | — | 10,000 円 | 5,000 円 |
| 全国大会 (国民体育大会を除く。) | — | 10,000 円 | 5,000 円 |
| 国民体育大会 | 中学生・高校生 | 個人に対し 5,000 円 | |
| 国際大会 | 全国大会を基本に、参加者数、競技人口、規模等を考慮して社会通念上妥当と認められる額 | | |

備考

- 1 全国大会、近畿大会等（近畿より広範囲の西日本大会等を含む。）は、県予選等を経て出場する大会とする。
- 2 市外に拠点を置く団体に所属する市内在住の人に対する激励金については、激励金の総額が、当該大会の団体の欄の金額を超える場合は、団体の金額を上限とする。
- 3 宇陀市スポーツ全国大会出場補助金及び宇陀市国民体育大会出場者奨励金が交付される場合は、激励費の対象としない。